

教育委員会会議提出議案

第5号

福岡県の教育月間を定める規程の制定について

このことを別案のとおり提出する。

令和2年2月5日

教 育 長

理由

県民の教育に対する関心と理解を一層深めるとともに、次代を担う子どもの育成を期し、家庭、学校及び地域社会が連携して本県教育の充実と発展を図るため、「ふくおか教育月間」を設けるものである。

福岡県教育委員会告示第一号

福岡県の教育月間を定める規程を次のとおり定める。

令和二年二月 日

福岡県教育委員会

福岡県の教育月間を定める規程（案）

（趣旨）

第一条 この告示は、県民の教育に対する関心と理解を一層深めるとともに、次代を担う子どもの育成を期し、家庭、学校及び地域社会が連携して本県教育の充実と発展を図るため、「ふくおか教育月間」を設けるにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（ふくおか教育月間）

第二条 毎年十一月をふくおか教育月間とする。

（教育月間の取組）

第三条 県教育委員会は、市町村教育委員会、学校、教育に関係する機関及び団体、県民等と連携し、その協力の下、ふくおか教育月間の趣旨に沿った取組を実施するとともに、広く県内への普及を図り、県民による主体的な取組を促進するものとする。

（その他）

第四条 この告示に定めるもののほか、ふくおか教育月間に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

福岡県の教育月間を定める規程の制定について

教育庁教育総務部総務企画課

県教育委員会は、県民の教育に対する関心と理解を一層深めるとともに、次代を担う子どもの育成を期し、家庭、学校及び地域社会が連携して本県教育の充実と発展を図るため、「ふくおか教育月間」を設ける。

○ふくおか教育月間：毎年11月

県教育委員会の取組（案）

・記念行事

時期 令和2年11月（令和3年以降、毎年11月に行事開催）
内容 教育をテーマとした著名人講演
生徒等による発表会
教育文化表彰の表彰式 など

・広報活動

内容 県広報誌・広報番組
県内主要駅・公共施設にポスター掲示
街頭宣伝活動
イメージキャラクター制作 など

○市町村教育委員会、PTA、私学団体等に対し、趣旨に沿った関連行事を期間内に集中的に実施してもらうよう働きかける。